3　法第百十四条の二の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　略］

［4　略］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百六十四条の六　法第百十四条の二の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　略］

［2　略］

3　法第百十四条の二の二の規定により掛金が免除されている者に係る第一項第六号に掲げる産前産後休業が終了する日に変更があつた場合には、次に掲げる事項を記載した産前産後休業掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　略］

［4　略］

（法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等）

第百六十五条の二　法第百四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　主務大臣

二　厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関

三　組合員の給与支給機関

四　社会保険診療報酬支払基金

五　国民健康保険団体連合会

六　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

七　保険医療機関等

八　法第五十八条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関

九　指定訪問看護事業者

十　都道府県知事

十一　市町村長

十二　日本年金機構

十三　地方公務員災害補償基金

3　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［三・四　同上］

［4　同上］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百六十四条の六　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［三～六　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の記号及び番号又は個人番号

［三・四　同上］

［4　同上］

［新設］